



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。寒くなってきましたと心配されるのがインフルエンザの流行です。さて、今年はインフルエンザワクチンが不足しているというニュースをお聞きになった方も多いでしょう。原因はあまり知られていないようですが、熊本地震でワクチン製造工場に被害が生じた、というのは昨年のお話です(昨年は実際には不足しませんでした)。最近のインフルエンザワクチンは4タイプのウイルスを基にして作られますが、その内の1つを変更したところ製造効率が悪くなり元に戻したことが今回の原因でした。製造の出遅れですね。

近年流行するA型インフルエンザウイルスはA(H1N1)pdm09(2009年に世界的に流行したタイプ)とA(H3N2)の2種です。国立感染症研究所の発表しているデータをみると2013年/14年と2015年/16年はA(H1N1)pdm09、2016年/17年はA(H3N2)が主でした。順番からいうと今シーズン(2017/18)はA(H1N1)pdm09ということになりますが、このタイプは1月に入って急速に流行が広がる傾向があり、また同時にB型インフルエンザも流行する傾向があるようです。なお、過去の報告によるとA(H1N1)pdm09の2~4%がタミフル耐性株でした(A(H3N2)では耐性はまれです)。インフルエンザワクチンはA型の両者とさらにB型の2種類を抗原として含んでいますから、基本的には有効と考えられます。



お知らせ

河北医療財団ではfacebookページを持っております。シーダ・ウォークのコンサート等の様子も公開していく予定ですので、是非ご覧になってみてください。



イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

★12月15日(土) ヴィエント 冬に唄う

【ヴィエントの皆さん】



栄養課より今月の一押しメニュー

12月は12/25クリスマスの昼食に“鶏肉のトマトクリーム煮サフランライス添え・たっぷり野菜スープ・カラフルサラダ・デザート”をご用意する予定です。また、12/22冬至には夕食に魚の柚庵焼き、かぼちゃのいとこ煮を予定しています。12/31夕食のミニ年越しそばにはじまり、新年1/1~1/3は昼食を中心にお節料理をご用意します。



法律事務所より

今回は「ホームロイヤー」のご案内

事故や大きな病気で突然の入院となった場合、いろいろな対応が必要になります。例えば、家に置いてきた通帳の管理、病院代の支払い、家賃の振り込み、郵便で届く請求書の支払い・・・もし、後遺症が残って自宅での生活が難しい場合には、退院後の生活先を探しながら、賃貸物件からの退去の作業を進めていくことになるかもしれません。

このようなときに備えて、第二東京弁護士会の「ホームロイヤー」をご利用ください。

私が所属している第二東京弁護士会では、高齢者や障がい者の方を支援するために、弁護士と顧問契約を締結していただきトータルかつ継続的な支援を提供するという新しいサービスを始めました。サービス名は、ホームドクター(かかりつけ医)になぞらえて「ホームロイヤー」といいます。顧問契約と聞くと驚かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、費用面でもご負担の少ないプランを用意しています。

例えば、上記の事案で、ホームロイヤーに財産管理を依頼した場合には、ホームロイヤーが大事な通帳をお預かりして、家賃や病院代の支払いを代行します。また、定期的に自宅を訪問し、郵便で請求書が届いていないか確認します。また、退院後には介護施設に入る場合は、賃貸物件の解約や引越の手配をしたり、施設探しのお手伝いをします。無事に退院できた後も、定期的に訪問して法律相談に乗ったり、遺言作成のお手伝いをします。

このように、「ホームロイヤー」にご依頼いただければ、生活の様々な場面でのサポートを受けることができます。また、第二東京弁護士会の提供する「ホームロイヤー」サービスは、第二東京弁護士会がホームロイヤーの活動やお預かりした預金の出入りをチェックしますので安心です。

ホームロイヤーについてご興味のある方は、お気軽に当事務所までご相談ください。

桜丘法律事務所 弁護士 小堀 惇
(電話) 03-3780-0991
(WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2018年11月25日発行 vol.138 編集:山口・新井

シーダ・ウォークを利用して支払った費用の一部は

医療費控除の対象になります



自分や家族のために医療費を支払った場合は、確定申告で所得税の医療費控除を受けられます。控除額は「医療費負担合計額－所得金額合計額の5%（10万円まで）」で最高で200万円です。シーダ・ウォーク利用料の一部も、医療費として申告することができます。ただし、平成29年分の確定申告から領収書の提出は不要となりました。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

なお、高額介護サービス費として払戻しを受けている場合は、その費用を医療費控除対象金額から差し引いた金額を申告することになります。

| 領収書 | | 領収者 | | | | | |
|--|--------------------|--|----------|----------------------|---------|--------|-----------|
| 利用者の氏名 | 吉田 歩 | 代表者 | 代表者 | | | | |
| 領収番号 | 12345 | 発行年月 | 平成30年12月 | | | | |
| 支払金額 | 10,000円 | 支払種別 | 現金 | | | | |
| 支払場所 | 東京都杉並区桃井3-4-9 | 支払時間 | 12月27日 | | | | |
| 領収場所 | 東京都杉並区桃井3-4-9 | 領収時間 | 12月27日 | | | | |
| 医療費控除対象項目 シーダ・ウォークをご利用くださいまして、誠にありがとうございます。 毎月27日（土日祝の場合は翌平日）に別添で発行いたします。なお、初回領書につきましては別添手続書の 都合上、翌月27日に開始となる場合がございます。 | | 社会福祉法人 済生会東京支部 介護老人保健施設シーダ・ウォーク 〒167-0204 東京都杉並区桃井3-4-9 TEL: 03-5311-6262 FAX: 03-5311-5180 | | | | | |
| サービス | 内容 | 単価 | 回数 | 単価合計 | 金額 | 期 | 備考 |
| 介護保険サービス | 介護保険サービス | | | | | | |
| 介護保険施設 | 介護保険施設 | 31,248 | 31回 | 968,688 | 968,688 | 8/1~31 | |
| 介護保険施設 | 介護保険施設サービス提供体制加算 I | 31回 | 31回 | 309 | 309 | 8/1~31 | |
| 介護保険施設 | 介護保険施設設備整備加算 | 744 | 31回 | 23,064 | 23,064 | 8/1~31 | |
| 介護保険施設 | 介護保険施設短期集中ケア加算 | 4,960 | 19回 | 94,240 | 94,240 | 8/1~19 | |
| 介護保険施設 | 介護保険施設短期集中ケア加算 | 2,930 | 31回 | 90,830 | 90,830 | 8/1~31 | |
| 介護保険施設 | 介護保険施設ショートステイ加算 | 454 | 31回 | 14,074 | 14,074 | 8/1~31 | |
| 介護保険施設 | 介護保険施設短期加算 | 300 | 10回 | 3,000 | 3,000 | 8/1~10 | |
| 介護保険施設 | 介護保険施設処遇加算 I | 1,100 | | 1,100 | 1,100 | | |
| 介護保険施設 | 介護保険施設小計 | | | 41,924 | 1,000 | 20% | 921,177 |
| 介護保険サービス | 介護保険サービス合計 | | | | | | 921,177 |
| 自己負担サービス | 内容 | 単価 | 回数 | 単価合計 | 金額 | 期 | 備考 |
| 食費 | 食費 (少・量・額) | 11,040 | 31回 | 342,240 | 342,240 | 8/1~31 | |
| 居住費 | 居住費 | 21,670 | 31回 | 671,770 | 671,770 | 8/1~31 | |
| 雑費 | 雑費 (日常生活費小計) | | | | 45,210 | | |
| 雑費 | 雑費 | 220 | 31回 | 6,820 | 6,820 | 8/1~31 | |
| 雑費 | 雑費 | 220 | 31回 | 6,820 | 6,820 | 8/1~31 | |
| 雑費 | 雑費 (その他) | 200 | 31回 | 6,200 | 6,200 | 8/1~31 | |
| 自己負担サービス | 自己負担サービス合計 | | | | 721,720 | | 1,642,897 |
| 医療費控除対象合計 2024,087 | | 月合計額 255,816 | | 合計 255,816 | | | |

対象になる医療費額はどこに書いてあるの？



領収書の中央下に、月ごとの医療費控除額が記載されています。今年度に支払った領収書をお使いください。

注意点として、今年12月末までに引き落としがあった領収書を申告します。ご利用月ではございませんので、ご注意ください。したがって、12月利用分は1月以降の支払いとなるため、次年度で申告します。



30年1月29日～
30年12月27日の
領収印のものまで！

よくある質問

- ① 送付先が本人のものでなくても大丈夫？
→利用者名にお名前があるので問題ありません。
- ② 領収書をなくしてしまいました。
→1か月分1,080円で再発行いたします。
- ③ どの項目が医療費控除の対象ですか？
→介護保険サービスの自己負担分（1割・2割・3割）、食費、居住滞在費（ショート・ロングステイのみ）となります。領収書の備考欄に「(医)」と記載のあるものが対象項目です。

※補足事項

- <ロングステイ>
「介護保健施設」項目すべて、「食費」、「居住費」、「外来診療費」、「歯科診療費」
- <ショートステイ>
「老健：短期入所療養介護」項目すべて、「食費」、「居住費」
- <デイケア>
「通所リハビリテーション」項目すべて、「食費」
- <訪問リハビリテーション>
「訪問リハビリテーション」項目すべて

ご不明な点はシーダ・ウォークまでお問い合わせください。

TEL: 03 (5311) 6262 (代表)